

～複合課題や制度の狭間にも対応する『包括的な相談支援体制』づくり～

【居住支援に取り組みます】

具体的な支援内容

①賃貸住宅への入居にかかる情報提供及び相談

協力不動産店と連携し、入居可能な物件の情報提供を行います。
必要に応じて、同行支援を行い、契約手続き支援を行います。

②入居後の生活や福祉制度などの利用に関する支援の コーディネート(調整)

相談者の状況や相談内容に合わせて、福祉制度・生活支援サービスなどの
利用に関して、他機関と協働し包括的な支援に向けた調整を行います。

現在、市内協力不動産業者と一緒に居住支援の仕組みづくりに取り組んでいます。
まずはご相談ください。



相談例

- ・家賃を滞納しているため、退去を迫られそう
- ・家賃の安いところへ引っ越したい
- ・保証会社の審査に通らない



New! 住宅確保要配慮者居住支援法人 申請中(令和4年3月時点)

居住支援法人とは

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援など実施する法人として都道府県が指定するものです。

稲沢市 福祉総合相談窓口

稲沢市稲府町1番地 市役所東庁舎1階

【開設時間】月曜日～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)

☎0587-32-1484(直通)